

## 会 議 録 (要旨)

会 議 名	第1回武蔵村山市まちづくり条例策定委員会
開 催 日 時	平成22年7月16日(金) 午前10時～午後0時5分
開 催 場 所	中部地区会館405会議室
出 席 者 及び欠席者	出席者：柳沢厚委員長、石塚典久副委員長、松本昭委員、森反章夫委員、 竹沢えり子委員、加藤欽司委員、高山充則委員、伊澤秀夫委員、 栗原秀夫委員、山崎泰大委員 欠席者：なし
議 題	1 会議の公開に関する取扱い 2 まちづくり条例の全体構成について 3 会議の日程について 4 その他
結 論	議題1について 「武蔵村山市まちづくり条例策定委員会」の会議を公開とし、公開の要領は、「武蔵村山市まちづくり条例策定委員会の会議の公開に関する運営要領(案)資料1-3」のとおりとする。 議題2について 資料1-7をまとめなおし、次回において再度議論する。 議題3について 第2回武蔵村山市まちづくり条例策定委員会の日程については平成22年8月10日(火)午後2時からとし、第3回武蔵村山市まちづくり条例策定委員会の日程については平成22年8月31日(火)午後3時からとする。 議題4について 会議録の作成及び公表については、次に掲げるとおりとする。 (1) 会議録は公表する。 (2) 会議録の形式は、概要を記載する方式とし、発言者氏名を明記する。 (3) 次回会議において承認を得て確定したのち、公表する。ただし、翌月までに会議の開催がないときは、出席委員全員に送付することにより承認を得るものとする。 (4) 公表の方法は、市政情報コーナーへ備え付けるとともに、市のホームページへ掲載することにより行う。また、図書館へ備え置くことについて検討する。
審 議 経 過 (○：委員 ●：事務局)	◎ 委嘱書の交付 ◎ 市長あいさつ ◎ 委員自己紹介 ◎ 委員長・副委員長の選任 委員長に柳沢委員、副委員長に石塚委員を選任

議題1 会議の公開に関する取扱い

● 事務局（西山）

「武蔵村山市まちづくり条例策定委員会」の会議を公開として、公開の要領は、「武蔵村山市まちづくり条例策定委員会の会議の公開に関する運営要領（案）資料1-3」のとおりとしたいので審議願いたい。

資料1-2「武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針」、資料1-3「武蔵村山市まちづくり条例策定委員会の会議の公開に関する運営要領（案）」について説明

—— 説明省略 ——

○ 柳沢委員長

公開については、異論ないか。

○ 委員一同

なし。

○ 柳沢委員長

要領第3条の規定は何を報告させるのか。

● 事務局（西山）

傍聴者があった場合に、傍聴の許可をしたことを委員に報告するものである。

○ 柳沢委員長

今日傍聴者がいないことは、広報が十分でないからかもしれない。委員会を開いていることを市民にわかってもらう意味でもできるだけ傍聴のチャンスを伝えた方がいい。

議題1はよろしいか。

○ 栗原委員

公開といっても傍聴するのに許可がいるのか。

● 事務局（西山）

手続をしていただくということである。

○ 松本委員

会議録は公開されるか。また、会議録を書くときに発言者を明記するのか。

● 事務局（西山）

議題4で取り扱うつもりでいたが、先に説明する。事務局の考え方は、次第の5ページ。まず、会議が公開となったので会議録を公表する。会議録の形式は、公開指針に基づき、概要を記載する方式とした上、発言者名を記載しない。会議録の確定については、次の会議において承認を得て、確定したのちに公表する。ただし、翌月までに会議の開催がない場合は、会議録の案を出席委員に送付して承認を得るという方法を取る。公表の方法は、会議録原本を市政情報コーナーに備え付けるとともに、市のホームページに掲載することにより行う。な

お、ホームページについては、この策定委員会の検討状況として、委員名簿と会議風景の写真を交えて掲載することを考えている。以上御意見をいただきたい。

- 松本委員  
世の中の流れは全部公開である。
- 柳沢委員長  
だんだん出していく方向に動いていると思うが、地元の方の考えはいかがか。
- 栗原委員  
市内で生活している者としては、名前が出ると多少発言が控えめになる可能性があると思う。
- 加藤委員  
私は出した方がいいと思う。発言したことが、農業の立場、商業の立場、当然ぶつかる面もあると思う。どんどん発言してオープンにして、どんどん進めるべき。
- 伊澤委員  
利害関係ないから公開されても構わない。
- 石塚副委員長  
名前が出ることで意見が控えられてしまうのは困るので、そういうときは、オフレコにすればよいのでは。
- 栗原委員  
皆さんの考えに従いたい。
- 柳沢委員長  
それでは名前公開とする。シビアな話はほとんどないと思うが、もしもあるときは、取扱いをその場で考えることとする。要約の仕方については、発言の趣旨と違うことが結構あるので、あらかじめ、委員がチェックできるようにすること。
- 事務局（西山）  
会議の開催通知と同じくらいのタイミングで送らせていただき、会議の際に承認いただく方法となる。
- 柳沢委員長  
議題4までよろしいか。
- 伊澤委員  
公表の方法について、パソコンをいじらない人もいるから、あまりホームページに頼るのもどうかと思う。知る機会を広げるという意味では、各図書館にコピーでいいから置いておいたらどうか。ファイルにされていくとよい。
- 事務局（石井課長）  
図書館の意向もあるので確認をして、できるものは取扱いをしたい

と考える。

○ 柳沢委員長

今までやっていなくても難しい話ではないから、できるだけ置く方向で検討し、交渉のこと。

議題2 まちづくり条例の全体構成について

● 事務局（西山）

まちづくり条例制定に係るこれまでの経過等について、[資料1-4](#)「まちづくり条例について（制定の背景と位置付け）」、[資料1-5](#)「まちづくり条例制定に係る組織構成」、[資料1-6](#)「まちづくり条例制定・施行までのスケジュール」により説明

—— 説明省略 ——

まちづくり条例の全体構成案については、[資料1-7](#)「武蔵村山市まちづくり条例（仮称）の全体構成案」のとおりであり、まちづくり条例に規定すべきと考えられる事項の項目に簡単な説明を加えて示した。この内容を2・3回程度の会議で固め、そののちに各事項の詳細の検討に入るという手順を想定している。[資料1-7](#)のまちづくり条例の全体構成案については、市民会議からの提言の内容を踏まえ、武蔵村山らしいまちづくりという観点を加えて構成したものである。

([資料1-7](#)中、「前文」、「目的」、「基本理念」、「市・市民・事業者の責務」及び「1 市民参加による協働のまちづくり」まで説明。「1 市民参加による協働のまちづくり」については、[資料1-8](#)を中心に説明)

—— 説明省略 ——

○ 柳沢委員長

中身が多いので一旦ここまで。御意見・御質問を。

○ 松本委員

[資料1-6](#)のスケジュールの質問。常識的なスケジュールからすると極めてピッチが速い。そこで1点めは、庁内検討委員会で「承認」という言葉があって、ここで検討したことが庁内でダメって言われてしまうのかというところが多少気になる。2点めは、これは市民が使う条例なんで、市民がよくわかっていることが重要だが、途中段階で市民の声を聴く場としてパブリックコメントや地域別説明会があるのか。

● 事務局（市川部長）

1点めについては、庁内は庁内での検討はしていくが、基本的な検討はこの場で行うつもりである。こちらで結論が全部出たら庁内に報告し、それは行政としてできないと最後までいってダメとならないために、途中途中でこちらの検討状況を庁内の委員会に諮り、理解を

得ていく過程を踏みたいと思っている。また、タイトなスケジュールではないかという御意見のとおり、ある程度の主要な事項がまとまった段階で、庁内では事務的な作業として条文化も並行的に進めていかなければならないので、そのためにこちらの検討を主に進めていただき、内部の方も調整をしていきたいというつもりでいる。2点めについては、市で条文の原案をつくって、条例案ができた段階で意見公募をしようというのが今の事務局の案である。

○ 松本委員

こんな条例をつくりたいという骨子が一番重要で、広報に載せるとかニュースを出すとかできるだけ何らかの形で、こういう内容のまちづくり条例にしたいんだという大きな骨太の考え方を共有化するところで、市民とのキャッチボールの手続が何か必要ではないかというのが1点。もうひとつは、できれば庁内の主要なメンバーと一緒に聞いてもらって、どのような議論をしているのか肉声で聞いてもらうことが重要と思う。

○ 柳沢委員長

今の話は大変重要なので、骨格が固まったところで何らかの形でオープンにして市民の意見が出てくるような仕掛けを検討し、次回報告を。

○ 竹沢委員

その骨格を示すときになるべくわかりやすく伝えることをしないと、意見を求めても形式的に感じてしまうので、そうならないような工夫が必要と思う。

○ 柳沢委員長

この会議に関係課ができれば出席するような方向で、やり方を検討のこと。それから、**資料1-6**の「承認」は、「受止め・調整」くらいにしておく。受け止めて、やっぱり無理だというものは調整が必要なことも確かにあると思う。

○ 伊澤委員

**資料1-7**だけ見たのでは理解は難しい。市民会議からの提言書を使った方が理解が進むのではないか。提言書と中身は変わっていないが要約されているから。それを参考にしながら話を聞けば、わかるはずである。

○ 石塚副委員長

基本理念の中に、土地基本法の理念・環境基本法の理念と理念の中に理念がくると理解に苦しむ。理念は、少しキーワードか何かを入れた方がいいのではないか。

○ 柳沢委員長

書き出すときっと長くなるので、言葉だけで言えば「趣旨を踏まえ」

だが、具体的にどういうことなのか、次回に参考資料にして出してもらいたい。基本理念はどこからの引用か、それともオリジナルに書いているのか。

● 担当（西山）

オリジナルに作成した。

○ 柳沢委員長

4項目めが一番具体性のある話であるが、「誰もが安心して暮らせる」は、例えば、自分が住んでいるところに誇りを持つとか、元気に生きていけるとか、「安心」だけでは少し残念。「安心」というのはひとつであるが、もうひとつ、「元気」、精神的に張り合いがあるというような考え方があるといい。

● 事務局（石井課長）

4項目めが確かに村山の特徴を表す理念である。提言にも「活性化」などの様々な言葉が載っており、それを言葉で短くするのが非常に難しくこのようにまとめたものであるが、今の御意見のようなことは確かにあるかもしれないので考えてみたい。

● 事務局（西山）

市民会議の提言書に基本理念としてうたっている部分を集約して、村山らしさということで設けたつもりである。

○ 加藤委員

活力、元気さ、村山は鉄道もなくてさびしいまちなので、なにかそういう活力というところが読み取れば。これで素晴らしいまちになっていくんだなど。基本理念だから、そののこのところを目指すということだから。

● 事務局（石井課長）

マスタープランなどいろんな要素を含めてここに表したつもりであるが、検討する。

○ 柳沢委員長

項目がたくさんになると基本でなくなってしまうので、2項目めと3項目めを束ねてしまう方法もある。

○ 松本委員

資料1-7で柱は2つであるが、3つだと思う。都市モノレールの延伸を目指して新青梅の沿道をやっという話がひとつ。狭山丘陵など緑と景観の話が2つめ。開発の基準とか手続をコントロールしようというのが3つめ。例えば1の(5)(6)と2の(1)が景観とか環境でくれ、その方が武蔵村山市の個性なり市民の気持ちが生きるのではないか。それを踏まえて新青梅の話をする、道路そのものというよりは道路の両側の話なので、タイトルは、新青梅街道沿道まちづくりの推進のようにして、道路の両側もやって広げて、その後モノレール

を入れる準備を地元で一生懸命やろうと。そのための仕組みが入っているんだというのが一番だと思う。さらに、(1)で新青梅を「重点地区」とし、(3)で一生懸命やるところを「推進地区」とすると、多分新青梅も「推進地区」である。「重点地区」と「推進地区」の2つを設けた意味を聞きたい。

○ 柳沢委員長

3項目にするときはどんな表題になる。

○ 松本委員

狭山丘陵を中心としたとか固有名詞を入れた方が武蔵村山らしいと思う。それに、思い切って新青梅と言ってしまうのはどうか。都市モノレールを積極的に迎え入れるということをメッセージとして伝えてもいいと思う。

○ 柳沢委員長

「狭山丘陵を中心とした緑のまちづくり」

○ 松本委員

「狭山丘陵を中心とした緑と農のまちづくり」でもいい。

○ 柳沢委員長

その表題で、(5)と(6)と2の(1)とした方が、ねらいがすっきりするのではないか。

○ 森反委員

1のほうは仕組みについて語り、2の方は法手続のような話をしているが、このような分けかたでは市民はよくわからなくなる。新青梅街道の協働のまちづくり、あるいは狭山丘陵及び武蔵村山の緑地保全というようなテーマを掲げて、それに対する協働の仕組みと手法。そのような構成案も考えられるのではないかと思う。

○ 柳沢委員長

最後にまとめて外に出したとき、一般の人がずっと受け止められるかという問題なので、今後知恵を絞っていただきたい。先ほどの松本委員の質問で、(1)が(3)の中に入ってもいいのではないかということについてはいかがか。

● 事務局（西山）

新青梅街道沿道も、市が主導でまちづくりを行うという意味では「推進地区」と同じであるが、名前を分けた意図は、条例上にゾーンを設けるためである。「重点地区」という名称にしたが、名称は「新青梅街道沿道地区」でもよかった。条例上に新青梅街道沿道をゾーン化し、ゾーン化したエリアについて土地取引を行う場合に届出をしてもらう意図である。

○ 柳沢委員長

特出ししたいということならそれはそれでよい。固有名詞を出した

いのか。

● 事務局（石井課長）

そういうことになるかもしれない。

○ 竹沢委員

市民が最初に思いつくことは、とても具体的で小さいことだが、それが実現できる機運のようなものが伝わるようにしないとイケない。まちづくり条例はできたが難しくて自分がかかわれないと思うのが一番良くないので、わかりやすい構成であることがまず大事。条例になったら確かに文章は難しくなってしまうだろうが、それ以前のところではわかりやすくしておかないとイケないと思う。

○ 高山委員

今はじめて内容を伺った。まちづくり基本方針の冊子を見ると、今言われていることがよくわかる感じがする。条例の手續、作り方は別にして、何をどうしていくということについては、この冊子はよくわかる。手續なりは法に基づいてどうしていくというくらいのもも当然あるので堅苦しくなることは確かだが、その部分なりにうまく表現すれば、言わんとすることはわかるのではないかという気がする。ただ、今説明を受けた資料1-7 1枚の中で見ると、どうしても整理がつかない気がする。

○ 石塚副委員長

武蔵村山の市民協働は、市民の意識の醸成がまだ少なく、ほかの市町村に比べれば盛り上がりが少ない。協働でまちづくり条例や様々なまちづくりについての問題・課題を解決しようという意図はわかるが、なかなかそれに積極的に乗ってこない。少しずつこのような場をとおして市民の意識を高揚ないし醸成するのが大きな課題である。項目としては、武蔵村山市の悲願であるモノレールの延伸は、沿道のまちづくりとのセットでないと東京都も乗ってこないし、沿道まちづくりを地権者や企業、モノレールの会社と進めていくことが重要であり、ひとつの大きな項目と思う。もうひとつは、生産緑地のこれからの保全と活用であるが、体験型農園として活用するという限定的な仕組みとなっているが、もう少し農地の多面的利用のようなものが制度的にならないのかと感じた。

○ 柳沢委員長

生産緑地の件については、私もそう思う。まだイメージが十分でない気がする。

○ 栗原委員

わかりやすくするにはどうするのかというのと、簡潔にするにはどうするのかというところからいくと、このような感じになってしまう気がする。市民の意見といっても、問題意識や参加する意識が希薄な



ので、その辺が基本になる積極的な反応がないとなると難しい部分が出てきてしまうだろうという感想を持った。生産緑地の保全については、なぜ体験農園という限定的な形なのか。生産緑地が転用されてしまう理由がもっと違うところにあるので、保全しようとしても難しいのではないか。

○ 柳沢委員長

生産緑地は市の財産のひとつだと思う。狭山丘陵も緑の重要な最大の財産だが、まちなかを見ると生産緑地が網の目のように入りこんでいる。これを上手に使っていけば、このまちの特長になるのではないかと外側から見ると思う。

○ 高山委員

今までどんな話が出ているのか。生産緑地の管理人が耕作するということか。

● 事務局（西山）

体験型農園は、農園主・農業者が指導する立場になって、農業をしたい市民に指導しつつ耕作をしていただく制度で、あくまでも土地の所有者は農業者のままでもって、なおかつ市民が参加できる仕組みになっているので、生産緑地制度と併せて使うときに非常に便利な制度ということでここで取り上げている。

○ 柳沢委員長

実際に農業をやっている方もおいでなので、生産緑地をどのようにしてこのまちで生かしていくかということについては、相談したらいいのではと思う。

○ 栗原委員

市民会議での話の流れでいくと、財産であるべき農地を残すには、農家以外の人もその大切さを知り、農業に触れあえる環境があればいいというような話から、体験農園などがあればその大切さがわかるだろうということになってきていると思う。

○ 高山委員

その農家の方が主体的にそこを耕作しながらということなのか。

○ 柳沢委員長

その建前を崩さないということである。

● 事務局（市川部長）

生産緑地は優遇される一方で厳しい縛りもあるので、まずできるのはこのような体験型農園なのかなと。本当は開放したり、いろんな人ができたりというのがいいのかもしれないが、そうすると主たる従事者とは何ぞやのような話にもなる。制約がある中でどこまでできるかわからないところもあり、確かに寂しいという御意見があるが、まず体験型農園くらいからならスタートが切れるかなということで挙げ

させていただいた。

○ 柳沢委員長

これが動き出すだけでも大変な進歩だと思う。練馬では熱心にやっているが、区も金を相当出している。自由にやってくださいと言うだけでは、なかなか進まない。

○ 伊澤委員

資料1-7はよくできていると思うが、少し寂しいと思ったのが樹林に触れていないこと。樹林を残してくれという声が相当強い。伊奈平、大南にも結構ある。

● 事務局（石井課長）

1の(6)においては都市計画公園・緑地区域としているが、基本的には都市緑地法の中で、市民から市にその土地の契約の申出があれば、今でもできないわけではない。今回、とりあえず一歩踏み出すのは、都市計画公園・緑地に指定されている土地で、市に申入れがあった場合については、基本的に市が管理して市民に開放していけば、緑地も保全できていくということで載せたものである。

○ 柳沢委員長

伊澤委員の指摘は、都市計画公園・緑地に指定されていないところでもいい樹林があるということで、そういうところについても、ここで考えていることの対象に広げればいいのではないか。お金の都合もあるだろうが。

● 事務局（石井課長）

限定した理由は、都市計画公園・緑地の用地買収が進んでいない部分が相当あり、その範囲だけでもなんとか市で保全・活用ができるものやっいていこうということで載せたものである。

○ 柳沢委員長

それはいいことだが、緑を全体として保全する中で実務として重点的にやるという話で、制度としてそこに限るとはしない方がいいのではないか。

● 事務局（石井課長）

法の中でそういう制度が活用できるということを市民に広く知らせることも、これでできるのではと考えている。

○ 加藤委員

狭山丘陵・緑地保全、新青梅街道・モノレールというのは村山のテーマになる。市民が読んで、これなら参加できるなとか、こんな意見を述べられるなとか、わかりやすく。市民に準備会をつくってやってくださいなんて言っても、熱意、エネルギーがないととても立ち上げられない。だからなるべくやさしく、こういうような素晴らしいまちに、活力あるまちにするということをわかりやすく書いていただきたい

いと思う。

○ 柳沢委員長

後半の説明が残っているが、これからでは中途半端になる。次回、今の議論を経て、特に全体のくくり方については、一般の市民がまちづくりで重要だと思うテーマに沿ってくくる方法で行きたい。実際に条例にするときにはもう1回組替えを要するかもしれないが、少なくとも条例で何がやりたいかを打ち出すまでは、その方が良いと思われる。その工夫をしたもので、次回もう1度議論することとする。

○ 山崎委員

多くの市民が少し努力して読んでいただければわかる程度のわかりやすさにより、協力をいろいろ得られるだろうという視点は必要だと思う。生産緑地の問題については、農業後継者の問題などもっと深い問題もあると思うので、この視点だけで保全というのは場所によっては厳しいのかもしれない。余談だが、自治基本条例を市議会に提案した経過がある。パブリックコメントや説明会等を市で行ったが、市民に浸透していないとの市議会からの指摘があつて、市長が変わつてここで撤回したというようなこともあるので、その辺はひとつの学習としてやるべきだろうという考え方は持っている。

○ 森反委員

国分寺市のまちづくり条例のような詳細な条例をつくっても仕方がないような感じである。既存の建物の更新をどのように新たに誘導していくかという視点も必要だと思うが、なんととっても狭山丘陵を中心とした緑地をどのように保全していくかがひとつの大きな柱なので、それを明確にして、緑地保全の手法をもう少し充実させることを図った方がいいのではないかという印象を持つ。武蔵村山市の特性はそこにあるので、条例の構成にも表れた方がいいのではないか。一般的な市街化が非常に進んだ都市のまちづくり条例とは異質だと思うので、明確にされた方がいいという印象を持った。

○ 松本委員

森反委員の意見と同感で、1の(2)の「市民発意の自主的『まちづくり計画』」は他市の条例にもあるが、市民が相当頑張らないとそこまでたどり着かない。やや市民参加の取組みがまだこれからだという話もあったので、最初から大きいものをつくろうというフルセット型のしくみよりも、小さいものを積み重ねてやった方が、市民としてはやりやすいと思う。向こう3軒両隣で話し合うとすぐできるような、3軒で花を植えたり、ブロック塀をやめて生垣にしたり、中心から2メートル下がってみんなで道路整備するというような、そういうものがあった方が、市役所もそれほど重たいお金でなく軽いお金で応援できるし、わかりやすい感じがする。

- 竹沢委員  
提言書にも、なるべく敷居を低くしてほしいということがかなり書かれていた。
- 柳沢委員長  
もう少し手が届きそうなツールにするということになる。国分寺のように相当進んだところでも、まちづくり計画は実は出てきていない。そこは少し工夫がいる。
- 事務局（市川部長）  
1の(2)と(4)は他市に近い形になってしまっているが、ここまでのものではなく、もっと身近なものにした方がいいということか。
- 柳沢委員長  
その方が実践的かもしれないが、そこは議論のしどころ。武蔵村山の特徴の狭山丘陵を中心とした緑をいかに残したり生かしたりするかについてたくさんの材料を用意することと、モノレールの軸になるところについて頑張っていくための材料、道具立てをたくさんつくること、このあたりである。もうひとつは、村山団地と日産跡地という大物の土地があるが、それにどのように市はかかわっていくか。一般の市民は関心があるかわからないが、まちづくりの中の非常に重要なチャンスなので。テーマとしてはその3つくらいかと思うので、わかりやすく「資料1-7」をまとめなおし、次回はそれをもう1回議論するという感じになると思う。
- 栗原委員  
ハードルを低くすることについては、少人数で何か特殊な決まりが簡単につくれてしまうと、平均的な人たちの大方の意見と違う決まりが簡単にできてしまうことは心配すべきではないか。
- 柳沢委員長  
ごく少数の人が頑張ると、ほかの人たち、嫌だという人も引き連れて何かルールが決まってしまうということは、もっとも注意すべきことのひとつである。ハードルが低いという趣旨は、日常的関心事に近いところで、少人数でも集まれば方向を出せるというようなことに対して材料を用意してあげよう。自分たちでこういうことをしたいなら、それをサポートするというところである。その辺のアイデアが必要ということと思う。
- 伊澤委員  
数人の集まりの中で議論してやっていることも市が支援するということが、提言の中にあったと思う。あまり大勢でもたくさんできないと。何人がいいのかという議論もあった。
- 事務局（石井課長）  
考え方としては3人でも4人でも、一定の議論がされたらそれに市

が支援すべきということと、それをふくらませていって協議会ができたならそれを市が認め、支援すべきということは、市民会議の提言の中にもあり、そうしていきたいと考えている。ここに書かれてはいないが。

○ 伊澤委員

わかりやすさはこの資料に求めるのではなく、PRする冊子をつくるのならばそれはそれなりにわかりやすく。これをわかりやすくと言っても、もっとずらずら書かないとわかりやすくはならないと思う。

○ 柳沢委員長

条例の実務としてやるときはこのような書き方になるが、やはり工夫がいる。

● 事務局（石井課長）

条例でわかりやすいというのはなかなか難しいこともあるが、これを市民に出す場合については、わかりやすくしなければならないのはそのとおりだと思う。

○ 柳沢委員長

この資料1-7はかなり一般的に使うペーパーになるので、条例の構造を書くのではなく、条例でやりたいことを書くという観点で整理をしたかどうかというのは、先ほどの話のとおりである。技術的な議論は、今回はこの程度とする。

議題3 会議の日程について

● 事務局（西山）

次回、第2回武蔵村山市まちづくり条例策定委員会の日程については、平成22年8月10日（火）午後2時からとし、第3回武蔵村山市まちづくり条例策定委員会の日程については、平成22年8月31日（火）午後3時からということで提案する。

○ 柳沢委員長

よろしいか。

○ 委員一同

了解

議題4 その他

● 会議録の作成及び公表について

—— 議題1において説明・了解 ——

以上

会議の公開 ・非公開の 別	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非 公 開 ※一部公開又は非公開とした理由 ( )	傍聴者：0人
---------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------

会議録の開 示・非開示 の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開 示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等： ) <input type="checkbox"/> 非 開 示（根拠法令等： )
----------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

庶務担当課	都市整備部都市計画課（内線 2 7 4）
-------	----------------------